

大府市指令環第 1792-4 号
令和 8 年 3 月 17 日

一般廃棄物収集運搬業許可証

主たる事務所の所在地

瀬戸市山の田町 43 番地の 303

名 称 株式会社 岩田清掃

代表者 代表取締役 金森 知実

令和 8 年 2 月 25 日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業について、次の条件を付して許可します。

大府市長 岡 村 秀 人



許可番号	収集・運搬 4
許可期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日
事業の区分	収集運搬
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
許可条件	<p>(1) 大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定める条項を遵守すること。</p> <p>(2) 一般廃棄物収集運搬業を廃止、取り消し又は休止する場合、その他の事情の如何を問わず、市は一切の損害補償に応じない。</p> <p>(3) 収集運搬した事業系一般廃棄物は、東部知多クリーンセンターへの搬入を基本とすること。 ただし、事業系一般廃棄物のうち生ごみ（食品残渣等）については、オオブユニティ(株)リサイクルプラント横根工場バイオガス発電施設へ搬入することを認める。 なお、搬入先及び処理方法を変更する場合は、必ず協議すること。</p> <p>(4) この証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。</p> <p>(5) 収集車両の左右両側に、「大府市事業系」と表示すること。 また、「産業廃棄物収集運搬車」や借用した収集車両に他社の社名が表示されている場合は、その表示を見えないようにすること。</p> <p>(6) その他、市長が必要と認めることを遵守すること。</p>